



小川駐在所だより

～令和8年5月号～

那珂川警察署：0287-92-0110
小川駐在所：0287-96-2064

消費者庁主催の「消費者月間」について

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」とし、安全・安心で豊かにくらすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。

この月間を通じて、悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。

☆ 具体的な最新トレンドと手口 ☆

- (1)最新トレンド～ 若者から高齢者までの幅広い年齢層を狙う「後出しマルチ」・投資・情報商材
- (2)手口～ SNSやマッチングアプリで接近し、「必ず儲かる」「楽に収入が得られる」とマルチ商法やFX等の投資話（情報商材）を執拗に勧誘する。
- (3)特徴～ 最初はマルチだと隠し、契約直前や契約後にマルチの仕組みを説明するが、借金をさせてまで高額な契約を迫るケースが多い。

☆ 早期に相談を ☆

悪質業者にお金を払い、期間が経過してから警察に相談に来られる方が多く見られますので、「変だな」と思ったら、早めに警察等に相談してください。

自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和7年中自転車に関係する事故は人身事故の約3割を占めています。そのうち自転車の7割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっているところですが、令和7年中の自転車事故の状況については、発生件数1063件（前年比－3）、死者数8人（前年比＋1）、負傷者数1044人（前年比－8）、負傷者のうち重傷者数は131人（前年比－35）となっています。

自転車に関係する事故の当事者1079人のうち、高齢者が328人（30.4%）と最も多く、次いで高校生が235人（21.8%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が442件（41.6%）と最も多く、次いで出会い頭が316件（29.7%）、右左折時事故が213件（20.1%）となっています。

～ 自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう ～

「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、自転車を利用する際は、頭部保護に効果のあるヘルメットを必ず着用し、自分の命を守りましょう。

～ 命を守る反射材について ～

自転車に反射シールや反射材用品を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

また、自分自身も靴に反射シールを貼り付けたり、反射タスキ等の反射材用品を身に着けたりするなど目立つように心掛け、周りの人や車に自分の存在を知らせましょう。

～ 自転車指導啓発重点地区・路線について ～

重点地区・路線は、自転車の通行量・自転車関連の交通事故発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて選定し、広報啓発や指導取締りを強化しています。

各警察署が選定している重点地区・路線は、右のコードから、県警ホームページでご確認ください。



警察庁・都道府県警察



裏面もあります。

【交通反則通告制度（青切符）導入！！】

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

自転車違反

2026年4月1日 青切符導入

16歳以上が対象

青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

| | |
|--|---------------------------------|
| <p>並進走行・二人乗り</p> <p>3,000円</p> | <p>指定場所一時不停止等</p> <p>5,000円</p> |
| <p>歩道通行時の通行方法（徐行・停止）</p> <p>6,000円</p> | <p>傘差し・イヤホン使用</p> <p>7,000円</p> |
| <p>右側通行</p> <p>12,000円</p> | <p>遮断踏切立入り</p> <p>即検挙</p> |
| <p>信号無視</p> <p>即検挙</p> | <p>携帯電話使用等（保持）</p> <p>即検挙</p> |

詳しくはこちらから **TOCHIGI POLICE**

交通反則通告制度

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり、受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。



16のNO! 自転車危険行為

「自転車運転者講習」受講対象 ※下記の「法」とは「道路交通法」のことです。

- 1 信号無視 法第7条違反
- 2 通行禁止違反 法第8条第1項違反 ※警報装置の許可を得た場合は除きます。
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） 法第9条違反
- 4 通行区分違反 法第17条第1項、第4項又は第6項違反
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 法第17条の3第2項違反
- 6 遮断踏切立入り 法第33条第2項違反
- 7 交差点安全進行義務違反等 法第36条違反
- 8 交差点優先車妨害 法第37条違反
- 9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反
- 10 指定場所一時不停止等 法第43条違反
- 11 歩道通行時の通行方法違反 法第63条の4第2項違反
- 12 制動装置不良 法第63条の9第1項違反
- 13 酒酔い・酒気帯び運転 法第65条第1項違反
- 14 安全運転義務違反 法第70条違反
- 15 携帯電話使用等 法第71条第5項の5違反
- 16 妨害運転 法第117条の2第1項第4号、法第117条の2第1項第8号違反 ※他の車両等の進行を妨害する目的で、悪意して遅らさくなどの行為

上記の危険な行為を過去3年以内に2回以上摘発されると...

自転車運転者講習の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上。

命令を受けてから、3か月以内の指定された期間内に受講しないと... **5万円以下の罰金**

講習の時間：3時間 講習手数料：6,150円

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも...
万が一の事故に備えて、「自転車保険等」に加入しましょう。

自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されたことは、新聞やニュースでも大きく報じられ、警察でも広報を実施して周知しているところであり、「知らなかった。」は、言い訳になってしまいます。この機会に制度と交通ルールを理解しましょう。

～ 保護者の方は、お子様等への指導をよろしくお願ひします。～